

議案第72号

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 簡易改修工事 耐震性が不足している木造住宅として墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「非耐震木造住宅」という。）について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める工事を行うこと（耐震改修計画の作成（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が当該工事の設計をすることをいう。次号において同じ。）及び完了確認（耐震改修計画の作成を行った者が当該設計のとおり工事が行われたかどうかを確認することをいう。次号において同じ。）を含む。）をいう。
- (3) 耐震改修工事 非耐震木造住宅について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める基準に適合した耐震性を確保するための工事を行うこと（耐震改修計画の作成及び完了確認（以下「耐震改修計画の作成等」という。）を含む。）をいう。

第2条第6号を削り、同条第5号中「と区長が認めて指定した」を「ものとして別表に規定する」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅」を「非耐震木造住宅等」に、「生命」を「生命等」に改め、「として」の次に「、当該非耐震木造住宅等（1階部分に限る。）に」を加え、「高齢者等が第4条第1項の助成対象建築物に居住する場合に限る」を「当該装置を設置するための床の補強を含む」に改め、

同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 除却 地震に対する地域の安全性の向上を目的として、非耐震木造住宅等（非耐震木造住宅及び非耐震木造住宅に準ずる木造住宅として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除却することをいう。

第2条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 沿道住宅耐震化工事 規則で定める指定道路への倒壊を防ぐため、当該指定道路の沿道の木造住宅について、簡易改修工事又は耐震改修工事を行うことをいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

### 第3条 削除

（助成金の交付対象）

第4条 助成金は、次に掲げる者が、昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する木造住宅について簡易改修工事、耐震改修工事若しくは耐震装置設置を行った場合又は同日以前に着工された緊急対応地区内に存する木造住宅の除却を行った場合に、当該簡易改修工事、耐震改修工事、耐震装置設置又は除却（以下「耐震改修等」という。）を行った者に対して交付する。

(1) 個人

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(3) 前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が、区長が特に必要と認める木造住宅について、耐震改修等を行った場合は、助成金を交付することができる。

3 前2項に規定する木造住宅の所有者でない者が当該木造住宅の耐震改修等を行う場合は、耐震改修等を行うことについて当該木造住宅の所有者の承諾を得たときに限り、助成金を交付することができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金は交付しない。

(1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅

地建物取引業者が営利を目的として耐震改修等を行った場合

(2) 助成金の交付を受けようとする者が住民税（特別区民税及び都民税並びに市町村民税及び道府県民税をいう。）を滞納している場合

第5条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる経費は、助成対象経費から除くものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づき拡幅整備を行うことが定められている道路の拡幅部分上に存する木造住宅において行われる耐震改修等（除却を除く。）のうち、当該拡幅整備を行うことが定められた部分上のものに係る経費

(2) 他の助成事業により助成される経費と重複する経費

第6条各号列記以外の部分中「の各号のいずれか」を削り、同条第1号中「耐震改修のうち、」を削り、「に係る耐震改修計画を作成する場合は当該作成」を「を行った場合における耐震改修計画の作成等については当該耐震改修計画の作成等」に改め、同条第2号中「耐震改修のうち」を削り、「を行う」を「（耐震改修計画の作成等を除く。以下この条において同じ。）を行った」に改め、同条ただし書中「助成対象建築物が」を削り、「存する」の次に「木造住宅の簡易改修工事を行った」を加え、「当該経費」を「当該工事に係る助成対象経費」に改め、同条第3号中「耐震改修のうち」を削り、「を行う」を「（耐震改修計画の作成等を除く。以下この条において同じ。）を行った」に改め、同条第4号から第6号までを次のように改める。

(4) 前2号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該工事に係る助成対象経費の6分の5の額とする。

ア 高齢者等（65歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者（愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者に準ずる者として区長が認める者を含む。）をいう。以下同じ。）が居住する木造住宅の簡易改修工事（沿道住宅耐震化工事に限る。）又は耐震

改修工事を行った場合

イ 規則で定める福祉住宅改修助成事業に係る住宅改修と併せて簡易改修工事又は耐震改修工事を行った場合

ウ 規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に係る住宅改修と併せて耐震改修工事を行った場合

(5) 第2号及び第3号の規定にかかわらず、沿道住宅耐震化工事（耐震改修計画の作成等を除く。）を行った場合（前号に該当する場合を除く。）は、当該工事に係る助成対象経費の4分の3の額とする。

(6) 第2号及び第3号の規定にかかわらず、次に掲げる場合（前2号に該当する場合を除く。）は、当該工事に係る助成対象経費の3分の2の額とする。

ア 高齢者等が居住する木造住宅の簡易改修工事を行った場合

イ 規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に係る住宅改修と併せて簡易改修工事を行った場合

第6条第7号を削り、同条第8号中「行う」を「行った」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「行う」を「行った」に改め、同号を同条第8号とする。

第7条第1項中「あらかじめ規則で定めるところにより」を「規則で定めるところにより、あらかじめ」に改め、同条第3項中「より、区長の確認を受けた」を「よる区長の確認を受けた者は、当該」に、「変更確認」を「確認」に改める。

第9条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第10条第1項第3号中「及び区長の指示」を削る。

別表地区名の欄を削る。

第2条 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「非耐震木造住宅」を「耐震性が不足している木造住宅として墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「非耐震木造住宅」という。）」に、「作成及び」を「作成（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が当該工事の設計をすることをいう。以下同じ。）及び」に、「以下「耐震改修計画の作成等」という」を「耐震改修計画の作成を行った者が当該設計のとおり工事が行われたかどうかを確認することをいう。

以下同じ」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とする。

第4条第1項中「簡易改修工事、」を削る。

第6条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「(耐震改修計画の作成等を除く。以下この条において同じ。)」を削り、同号に次のただし書を加え、同号を同条第1号とする。

ただし、耐震改修計画の作成及び完了確認に係る助成金の額は、当該耐震改修計画の作成及び完了確認に係る助成対象経費の10分の10の額とする。

第6条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号本文の規定にかかわらず、規則で定める指定道路への倒壊を防ぐため、当該指定道路の沿道の木造住宅について、耐震改修工事(耐震改修計画の作成及び完了確認を除く。次号において同じ。)を行った場合(次号に該当する場合を除く。)は、当該工事に係る助成対象経費の4分の3の額とする。

第6条第4号中「前2号」を「第1号本文」に改め、同号ア中「。以下同じ」及び「簡易改修工事(沿道住宅耐震化工事に限る。)又は」を削り、同号イ中「福祉住宅改修助成事業」の次に「又は民間木造賃貸住宅改修支援事業」を加え、「簡易改修工事又は」を削り、同号ウを削り、同号を同条第3号とし、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに付則第3項及び第5項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例第4条第1項並びに第6条第4号ア及びウの規定は、この条例の施行の日以後に助成対象確認の申請があった耐震改修等について適用し、同日前に助成対象確認の申請があった耐震改修等については、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の日前に助成対象確認の申請があった簡易改修工事について

は、同条の規定による改正前の墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の規定は、なおその効力を有する。

(墨田区コミュニティ住宅条例の一部改正)

4 墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第3条」を「第2条第7号」に改める。

5 墨田区コミュニティ住宅条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第2条第7号」を「第2条第5号」に改める。

(提案理由)

木造住宅の耐震化の一層の促進を図るため、耐震改修工事の助成対象区域及び耐震装置設置の助成対象住宅の拡大並びに高齢者等が居住する住宅等の耐震改修工事に係る助成率の引上げを行うとともに、簡易改修工事の助成を廃止する等の必要がある。